

条例改正

令和2年
4月1日
施行

新名称 **岐阜県迷惑行為防止条例** に変わります

旧:岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例

規制 拡大 痴漢・盗撮等の禁止 規制する場所が拡大

痴漢、盗撮・のぞきの禁止

これまで規制されていた公共の
場所、乗物等に加え

- 学校、事務所、タクシー等
- 不特定又は多数の人が利用
する場所

を規制

さらに盗撮・のぞきは

- 住居の浴場や便所、会社等
の更衣室

を規制



規制 追加 嫌がらせ行為の禁止 規制する行為の追加



これまで規制されていた「つき
まとい、待ち伏せ等」の嫌がらせ
行為の禁止に加え

- うろつき
- 行動監視
- 名誉を
害すること
- 性的羞恥心を
害すること

の告知等

を規制

これに違反
した場合は

6か月以下の懲役
50万円以下の罰金

常習者は罰則が
重くなります

岐阜県警察

